

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 スニックス

②施設・事業所情報

名称：葵サンフレンズ保育園	種別：保育所	
代表者氏名：中尾 範子	定員（利用人数）：60名（71名）	
所在地：愛知県名古屋市中区葵1丁目4-27		
TEL：052-938-9321		
ホームページ： https://www.sanyohomescommunity.co.jp/smp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：令和2年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：サンヨーホームズコミュニティ株式会社		
職員数	常勤職員：13名	非常勤職員：6名
専門職員	（専門職の名称）	
	保育士：15名	看護師：1名
	栄養士：2名	幼稚園教諭：1名
施設・設備の概要	保育室：6室	事務室・医務室：1室
	調理室：1室	調乳室：1室

③理念・基本方針

<p>【理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの最善の利益を大切に、多様な個性を認め 思いやりのある豊かな人間性を育む。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの主体性を尊重し、自分で考える人間を育てます。 ・異年齢の関わりを通し、その相互の関係の中で、豊かな人間を育みます。 ・子ども一人ひとりの特性に応じ、発達の課題に即した指導を行います。

④施設・事業所の特徴的な取組

<p>・様々な保育経験のある保育士で構成し、基準よりも多い配置にすることで、行き届いた保育の提供を目指している。アレルギー児に対する個別対応。発達支援、育児不安解消、関係機関との連携支援などによる家庭での子育て支援を推進している。街中で園児の殆どがマンション暮らしである。園庭は狭いが、すぐ近くに中規模の自然豊かな公園があり、お花見やどんぐり拾いなど四季折々楽しめる。雨降り以外は毎日出掛け、おもいきり体を動かせるようにしている。遊びは、フープ・なわとび・ボール等を持参し、マンネリ化しないよう工夫している。公園で地域のお年寄りや家庭保育児との唯一の交流の場でもある。</p>
--

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年11月1日（契約日）～ 令和5年3月29日（評価決定日） <div style="text-align: right;">【令和5年2月10日(訪問調査日)】</div>
受審回数 （前回の受審時期）	0回

⑥総評

【総評】
養サンフレンズ保育園の経営母体は、サンヨーホームズコミュニティ株式会社で、小規模保育所・認可保育園・企業主導型保育園を30園近く運営し、愛知県では11か所で事業運営を行っている。
養サンフレンズ保育園は、令和2年4月に開園した、コンビニ店舗との一体施設による認可保育所である。保育室はナチュラルな色調を基調とした明るく暖かみを感じる内装で、床暖房など設備も充実しており快適で安全に満たされた保育環境を整えている。園長をはじめ保育現場と会社の事業部が一体となって、子どもの主体性の尊重、異年齢保育の充実を通して「多様な個性を認め思いやりのある豊かな人間性を育む」という保育理念に合致したサービス提供に努めている保育所である。

◇特に評価の高い点

【子どもが主体的に活動できる環境づくり】
・異年齢保育を積極的に実施し、年齢の異なる子どもたちとの交流を通して、社会性や協調性を身につけることができるような機会としている。園内では遊びのコーナーを設けて子どもの遊びの環境を整え、それぞれがやりたい遊びを選ぶことができるようにしている。また、廃材を利用した工作遊びの人气が高く、運動遊びや音楽遊びではそれぞれの年齢ごとに工夫が凝らされている。

【快適な保育環境と積極的な戸外活動】
・採光と開放感にあふれ、美化に対する意識が高く廊下などを含めて園内の整理整頓が行き届いており、冬季においても全保育室に床暖房が導入され、快適な空間が提供されている。建物構造上により園庭は手狭であることもあり、天気の良い日は近隣の公園へ毎日出かけている。広い公園の開放的な空間の中で、自然に触れながら子どもたちは思う存分身体を動かしている。

【事業部のバックアップ体制】
・事業部が事務・経理面等のバックアップを行う体制により、園長をはじめとする現場の職員が保育に専念できる環境が整えられている。事業部は保育事業全体の動向や制度、地域の状況について把握し、ニーズを分析している。長期にわたって地域から必要とされる質の高い保育所を運営するために、園に必要な情報提供、助言・指示を行っている。

【園での給食】
・園の給食を玄関先に毎日展示し、お迎え時に保護者に直接見てわかるよう、環境の工夫がされている。また、給食のメニューを見ながら、〇〇が好き・〇〇が食べれるなどの会話を通して、子どもの様子も伝えられている。

【保護者との信頼関係】
・園の方針については、園だよりやおたよりなどで丁寧に知らせている。また、園長が保育全般のことに目を配っており、必要に応じて保護者からの相談に応じている。職員が穏やかな雰囲気づくりに努め、保護者からの意見は全職員に周知を図り迅速な改善に努めている姿勢は、保護者の安心感・信頼感につながっている。

◇改善を求められる点

【職員がさらに参画できる組織体制】
・開園後3年が経過しようとしており園の特色や目指すべき保育の姿が明確になってきている。経営面も含め園全般の課題解決に向けて、さらに実効性の高い取り組みとするために、当事者意識の醸成が必要と感じられる。今後、課題解決にあたっては、さらなる情報・課題の共有を図り、意見の集約方法の工夫や委員会・係活動など職員が参画する仕組みづくりを検討されたい。

【時間の有効活用に向けて】
・仕事の持ち帰りは厳禁という会社の方針により、時間外労働は少ない現状であり、年休の取得率も高く働きやすい職場づくりを推進している。ICTシステムを導入して業務の効率化を図る取り組みも行われているが、保育準備や書類作成、園内研修・話し合いの時間が十分確保できないなどの意見もきかれた。今後は、現状把握をしたうえで課題を共有し、限られた勤務時間を有効に活用するための工夫や相互連携などの見直しを期待したい。

【組織的な保育力の向上に向けて】
・各指導計画の評価、見直しの時期が定められ、次の指導計画に活かす仕組みはみられるが、月週案など複数の職員の話し合いのもと行われていない点は改善の余地がみられる。また、職員はチェックリストを用いて自己評価を毎年行い、保育の質の改善を図っている。さらに自己評価を実効性の高い取り組みとするため、定期的に書式的見直しや分析を通して課題を明確化し、保育の質の改善のための改善計画・研修計画の策定などの取り組みに繋がることを期待したい。

【苦情・相談・意見の対応について】
・保護者からの苦情受付の記録が、園への苦情と相談や意見と混同して整理されている。苦情と相談や意見は分けて整理し、受付→情報共有→検討・改善→対応→評価の一連の流れが把握できる書式の作成を望まれる。また、各マニュアルの周知方法が確立されていないため、園内研修などを設定され、職員の認識が深められるよう取り組まれたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回初めて第三者評価を受審し、改めて様々な観点から見直すことができました。そして現在の自園の課題が明確となりました。当日のちょっとしたアドバイスから、なるほどと思った内容については、早速取り入れてみました。毎日の保育や保育士の変形労働制勤務の中で、職員間での話し合いの時間を作ることはなかなか難しいのですが、会社とも相談し工夫していきたいと思えます。これからも子どもが主体的に活動できる、より良い園環境づくりに職員一同努力してまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・㉞・c
<コメント> 保育理念・方針・目標はパンフレットやホームページに明記され、園内にも掲示されている。職員に対しては、採用時はもとより職員会議等でも周知を図っている。また、保育の中で困りごとが生じ話し合いを行う際には、保育理念・方針を確認するように努めており、保護者に対しては入園説明会にて説明されている。今後は、園だよりや個別面談などの機会にも伝えるなどして保護者がさらに理解を深めることができる取り組みに期待したい。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	㉠・b・c
<コメント> 法人事業部では、保育事業全般の動向や地域の状況についての把握・分析に努めている。園長は、区の園長会議等への参加を通して情報を把握し、法人事業部と園の間で情報共有を図っている。職員への周知は、職員会議等で説明や資料を回覧されている。保育所の保育事業全般にわたる経営状況の把握・コストの分析等は法人事業部にて実施している。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	㉠・b・c
<コメント> 法人事業部において系列園の課題や情報が共有され「保育の質の向上」「コスト低減対策」など改善に向けた取り組みが行われている。園長は、保育現場の状況の把握に努め、保育現場の問題点や課題等は法人事業部と連携し改善に努めている。園においては「異年齢保育の充実」「職員の園内研修等の充実」などが今後の目標・課題とされている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・㉞・c
<コメント> 法人事業部において業界動向をふまえた全園共通の中期（3年）計画が策定され、課題と対策を明確にしており、保育方針実現に向け取り組まれ、必要に応じて見直しの機会を設けている。また、園独自でも中・長期計画を策定し職員に周知されており、計画は保育のさらなる充実を図るものとなっている。今後は、実施状況の評価を可能・容易とするために記載方法の工夫と実施スケジュールなどの記載を検討されたい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・㉞・c
<コメント> 単年度の事業計画は、法人事業部が園からの素案の提出を受け、園と事業部とで協議の上策定されている。事業計画の内容は、園の中・長期計画を反映したものであり、保育内容・保育目標はもとより防災・研修計画など多岐に渡って記載されている。今後は、地域との連携などの項目の追加や数値目標、園としての到達点などを明確にされることなどを期待したい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、法人事業部と園との双方が前年度の総括をし、次年度の事業計画を策定されており、進捗状況の確認についても事業部と園との双方で行っている。事業計画の内容が保育の実践に結びついていると見受けられるものの、理解を促す取り組みについては十分とは言い難い。今後は、職員への理解の浸透と、組織的に事業計画策定・評価・見直しが行われることを期待したい。</p>			
	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑨ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、入園説明会での説明や年度初めに保護者に配布している。行事に関しては、園だよりでどのような趣旨で行事を実施するのかを保護者に伝えるようにしているなど、事業計画に触れた説明を適宜行うようにしている。年1回行われる運営委員会は保護者からの要望を受け、事業計画に反映させる場としても位置付けられている。</p>			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

			第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑨ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人事業部は、アプリを活用して保護者へのアンケートを実施し、その結果を園にフィードバックして必要な指示・助言を行っている。園においては、月週案などをもとに保育内容について振り返りを行って職員間で共有を図られている。また、人権チェックリストを定期的実施し、意見交換・自己の振り返りを発表する機会などを設けている。保育者自身の自己評価については、細部まで気づくことができるように様式を工夫されている。</p>			
	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者が参加する行事終了後にアンケート調査を行い、次回の行事に意見や要望などを取り入れるなどPDCAを意識した取り組みがなされている。第三者評価の受審は今回が初めてとなるが、今後は、第三者評価や自己評価の評価結果の分析、課題の解決策を検討・実施する仕組みを構築し、さらなるサービスの質の向上に向けて改善活動に取り組まれることを期待したい。</p>			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>園長の役割と責任については、園内の組織図を作成し職員会議で周知を図っている。また、保護者に対しては、入園説明会や行事などの機会、園だよりを通して保護者への周知を図り、保育活動全般、保護者対応などにおける責任者として表明している。今後は、園内の職務・業務分掌表などの作成を通して自らの役割はもとより、主任・担当の役割についても明確にし、職員に周知を図る取り組みを期待したい。</p>			
	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>法令遵守を最重要課題と認識し、職員会議での説明や全職員間での回覧、事務所でいつでも閲覧できるようにし周知を図っている。事業部からも園が徹底すべき事項について文書が送られてきている。また、人権チェックリストを年2回実施し、自らの保育を振り返り、子どもの人権擁護について意識を高める機会を設けている。今後は、遵守すべき様々な法令・指針等について、職員の理解度を把握することや、さらに意識づけを図る取り組みを期待したい。</p>			

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長は培ってきた知識・経験を活かして、日常的なコミュニケーション、指導計画や日誌などの記載内容から保育の状況を把握し、保育内容などに対して職員一人ひとりに合わせた指導・助言に心がけている。また、保護者からの意見は全職員に周知し、反省すべき点は徹底して改善を図るという方針のもと保育等の質の向上にリーダーシップを発揮されている。事業部からも保育の質の向上を図るため、園に対して必要な指示・助言が行われている。</p>		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>情報通信技術（ICT）の活用を通して園児の出勤・請求事務管理、写真販売業務、職員の出退勤管理等が行われ、導入効果がみられる。職員の働き方については、組織の良好な雰囲気づくりや個々の職員に過度の負担が生じないように注意を払い働きやすい職場となるようリーダーシップを発揮している。園内作成文書についてはパソコンでも手書きでも可としている。今後は、職員の参画・成長機会の醸成という観点から、具体的な取り組みを展開するにあたり、委員会の設置や係分担の明確化などの工夫、さらにICTやパソコンの有効活用を期待したい。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育士の採用にあたっては、保育経験者を重点的に採用することにより保育の質の担保を図り、職員配置についても設置基準の1.3倍を基本とすることにより、行き届いた保育の実現を図っている。採用活動等は求人サイトの活用、ホームページからも手軽に応募ができるようにされ、人材確保に努められている。人材確保・定着に向けての取り組みについても事業部の中期計画に明記されている。</p>		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>基本方針に「保育は人」という観点から「誠実な対応ができる」「チームワークを大切にする」などの期待する職員像が明示されている。園では目標管理評価シートを取り入れ職員の職務遂行能力などの把握に努め、また研修への積極的な参加を事業部・園双方とも推進している。職員処遇については地域性・特殊性をふまえながら検討し実施している。今後は、昇格等の基準の明示、経験などに基づいた個人別の育成計画の作成など職員が将来のビジョンを描けるような仕組みづくりを期待したい。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長との面談を年1回実施し、職員の就業に関する意向等の把握に努めている。ICTの活用により時間外勤務、有給休暇取得状況を事業部も把握し、年休取得率も高い傾向にあり、年間120日を超える休日が設定されている。仕事の持ち帰りは会社として禁止していることを周知し、ほぼ定時で退社できる環境づくりに努められている。また、アプリを使用して職員がストレスチェックを行い、必要に応じて産業医の面接等を受けることができる体制にある。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>組織として期待する職員像は明確にされ、目標管理評価制度を上半期・下半期の年2回実施している。様式は会社全体用のものを使用しているが、現在保育所職員に適した様式を検討している。職員個々が目標設定・振り返りを行い園長が評価をし、事業部が評価結果を把握している。今後は、目標設定時や評価のフィードバック時に園長との面談を充実させるなど、職員のモチベーションをさらにアップさせる取り組みを期待したい。</p>		

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>主に名古屋市の各種研修会に参加し、保育の質の向上、食育、防災、保護者支援に関することなど内容は多岐にわたっている。参加にあたっては、本人の希望を尊重しつつ組織が求めるニーズを勘案している。今後は、研修の成果が保育にどのように活かされたかなど研修成果の評価・分析をし、次年度等の研修計画の策定に活かしていきたい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>オンライン研修にも積極的に参加し、調理担当職員を含め職員の経験や必要とされる能力を勘案して研修に参加している。研修参加後には報告書が作成され、所感には気づきを記載し職員会議等で報告している。新任職員については、保育経験のある職員を採用していることもあり、単独でクラス担当としない配慮や主任が常時注意を払い必要に応じて指導・助言を行うようにしている。今後は、スーパーバイザーの位置づけを明確にするとともに、全職員を対象に経験や習熟度を考慮したうえで一人ひとりの課題解決に向けた育成を期待したい。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>いまのところ実習生の受け入れ実績はないが、受け入れマニュアルが作成され、いつでも依頼があれば受け入れができるように準備は整えられている。受け入れマニュアルには、園長からのメッセージ、受け入れの基本姿勢及び手順、指導案の様式などが記載されている。今後は、園や事業部から保育士養成機関へアプローチするなど主導的な働きかけを期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育理念・保育方針、保育内容については、ホームページやパンフレットに明記されている。保護者からの苦情・要望等については、全職員に周知し共通認識を図るとともに、必要に応じて保護者にも改善・対応の状況について文書で周知している。第三者評価の結果については、公表を予定している。今後は、さらに透明性を図るという観点から財務情報、事業計画など保護者や地域に対して差し支えない範囲での公表を検討されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園は株式会社による運営であり、上場企業である親会社の基準に沿って体制整備が行われている。事業部は、請求・経理・労務等に関する業務を行っており、園が保育に専念できる環境を整えている。園では園長が日常的な経費の精算、購入取引の責任者とされているが、執行状況等の管理・チェックは事業部が行う体制にある。就業規則・給与規程も会社のものを使用しているが、現在、保育事業に適した内容のものを会社が作成中である。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「公共の施設を大切に、社会との繋がりを意識する」ことを地域との交流目的としている。近隣の公園に毎日出かけ、地域の方との挨拶を交わすことを心掛け、地域との関わりを大切にしている。地域のイベントや子育てに関する情報があると、保護者にチラシをコピーして渡すなど有用性のある情報を提供している。開園当初から新型コロナ禍のため、園長としても必要性を認識しながらも地域との交流は控えてきているが、今後の取り組みを期待したい。</p>		

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>新型コロナ感染防止のため、現在はボランティアの受入れは行われていないが、コロナ感染の状況を見ながら遊びや保育の補助等で受け入れを検討する意向はあり、学校関係の体験学習についても同様である。ボランティア受け入れマニュアルは整備され、目的・受入方法・対応等について明記されている。今後は、学校関係の体験学習への協力についても、園としての受け入れ方針・方法を明確にされたい。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>関係する社会資源については、住所や連絡方法について職員が活用できる状態に整理されている。区役所と連携が必要なケースについては、情報の共有を図って事態が深刻化しないように努めている。今後は、社会資源を有効活用できるように、機関・団体の機能や役割について職員会議等で周知を図り、さらに地域との連携を進められたい。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>区の園長会や幼保小連絡懇談会などへの参加、地域の子育て支援のイベントなどへの参加を通して、地域の福祉ニーズ把握の一助としている。公共機関や地域のイベント等との関わりの中でのニーズ把握が主になっており、今後は、園・事業部が主体となって地域で発生する課題を幅広く把握する取り組みを期待したい。</p>		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園希望の見学者が年間100件を超えており地域からの期待度の高さがうかがえる。また、区の防災地域研修に参加するなど地域との関係を築き、災害時に園の保有する資源を活用して何らかの貢献をしていこうとする意向がみられる。今後は、会社や事業部のネットワークを活用しながら、園の保育に負担のかからないところから公益的な事業・活動の検討をされていくことを期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>理念・保育方針・保育目標は保育マニュアルに明示し、方針と目標は職員や保護者の目に留まる各クラスに掲示されている。また性差への先入観による固定的な対応をすることなく、保育活動の中でも男女の差別をしないように配慮している。今後は、園内研修などで子どもの人権を尊重する保育について確認し合い、職員全体で共通認識をし、意識を高めていく取り組みを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員は子どもの権利擁護についての外部研修へ参加している他「人権擁護のためのチェックリスト」を実施し理解が図られている。また、プライバシー保護に配慮し、子どもの着替えやおむつ交換時などは、パーテーションを利用し子どものプライバシーを守る工夫をしている。今後、マニュアルを整備し、取り組む内容を明確にすることにより、プライバシー保護の意識向上に繋がられたい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者が園を選択する際の情報提供として、園の情報をホームページに掲載している。年間100件以上の見学希望者があり、園内の紹介や説明については予約制とし、個別に対応することにより丁寧な説明に努めている。今後は、より利用希望者が園の情報を簡単に入手できるよう、パンフレットを公共施設などへ配置されることを期待したい。</p>		

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保育の開始にあたり、入園時や年度初めの説明会で、重要事項説明書を用いて園の規定・保育内容・保育時間などを説明して同意を得ている。説明にあたっては、相手に伝わりやすい表現を用いて丁寧に説明するよう配慮されている。また、外国籍の保護者には、電子翻訳機を使用し、書面と合わせて分かりやすく丁寧に説明されている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保育所等の変更にあたっては、子ども個人の記録は日頃からまとめてあり、引継ぎはいつでもできる体制になっている。保護者には転園後に困りごとがあれば、相談窓口が園長または主任であることを口頭で説明している。ただ地域性により、県外に転勤異動される保護者も多いことから、転園先への引き継ぎができないケースもみられる。今後は、引き継ぎに関して入園のしおりや退園時の文書に一文加える等、保護者の理解がより深まるような工夫を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 職員は子どもたちがのびのびと主体的に活動できているか、日頃から意識されている。保護者の満足度の把握については、運動会・発表会など行事後のアンケート調査と年1回園全体のアンケート調査を実施し、アンケート結果は職員間で共有を図り、できるところから改善を図ると共に、アンケート結果については保護者にフィードバックされている。今後は、保育の質の上昇に向けアンケート内容の適宜見直しや、調査結果の分析を通して保育内容の改善につなげる仕組みづくりを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 苦情解決の仕組みが組織の中に確立しており、保護者には入園時に資料を配布し説明しており、園内にも掲示され周知が図られている。また、受付から解決までの流れや、留意事項等を明記した苦情対応マニュアルを整備しており、苦情についてはマニュアルに沿って対応し、早期解決に努めている。苦情に対する検討内容や対応策については、保護者等に説明されている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 担当職員だけでなく主任や園長も送迎時に保護者に声掛けをするなどし、子どもの心配事や園の保育内容など、気軽に話せるような関係づくりに努めている。保護者から相談があった際には、園長・主任または担任が話を聞き対応に努めている。今後は、意見箱を設置するなどの取り組みや建物の構造上難しい面もあるが、個室スペースの確保などにも配慮し、保護者が相談や意見を述べやすい環境づくりにも期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 苦情解決の仕組みと一体的に対応マニュアルが作成されており、保護者から園への意見や相談に対しては、職員が傾聴に努め対応している。即答できないことなどは園長に相談し、改善策等を申出者に説明するよう取り組んでいる。また、職員は送迎時や連絡ノートなどからも意見や要望等を汲み取るよう努めている。今後は、保護者からの相談や意見に対して、どの職員も統一した対応がされているか検証する機会も設定されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> リスクマネジメントの責任者は園長とし、事故発生時の対応マニュアルは「危機管理マニュアル」として各部屋に配布されている。「ヒヤリハット・事故報告書」は職員がその都度報告書に改善策も含め記載し、職員間で回覧することにより情報共有を図っている。また、月に1回、不審者訓練を実施して外部からの侵入者への対応方法を確認する機会としている。今後は、事故を未然に防ぐ「ヒヤリハット」と「事故報告書」の内容の整理を行い、記録をもとに発生要因・再発防止策を組織的に分析・検討する体制の整備を期待したい。</p>		

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>感染症の予防・発生時の対応についてはマニュアルを整備し、子どものマスクの着用、手洗い・手指消毒、設備・玩具の消毒、給食の際には席の間隔をあけるなどの取り組みを行っている。保護者に対しては、園だより等で感染症予防に向けた意識啓発を行い、感染症発症時にはプライバシーに配慮し、掲示板やおたより等を活用して周知を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>年間計画を策定し、日々の遊び場所である近隣の公園での実施など様々な想定をして毎月訓練を実施している。備蓄品については、担当者が年1回チェックをし、緊急時に食品や災害用の備品をすぐに持ち出せる場所に保管している。また、名古屋市の東保育園エリア支援保育所事業・保育研修交流会に参加し、地域防災について近隣の保育園と情報共有や意見交換を行っている。今後は、地域と合同で避難訓練を実施するなど地域住民との有事における連携体制の構築を期待したい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>事業部が作成した「保育マニュアル」に食事、着替え、午睡等について文書化し、全職員に配付している。また個々の保育を大切に、保育実践が画一化しないよう努めている。今後は、標準的な実施方法が適切に実施されているかどうか確認する仕組みづくりと、職員間での共通認識を図る取り組みを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法の見直しは、保育を進める中で必要な事案が生じた時に行われている。大半のマニュアルに作成日・改訂日といった改訂記録に関する記載がみられず、最新版かどうかの確認ができない現状である。今後は、標準的な実施方法に関する見直しの時期、手順の明記や、作成・改訂する際には、作成・改訂の日付を記載されたい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>クラス別の指導計画は全体的な計画に基づいて作成し、個別指導計画の作成にあたっては、クラス別の指導計画を反映させ関連性を持たせている。アセスメントは、入園時に、家庭での生活状況や子どもの発達発育状況を主体に行われている。今後は、アセスメント内容を適切に個別指導計画に反映し、保育実践につなげることができるような、手順、書式の工夫等、組織的取り組みが求められる。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>月週指導計画は週末に担任が評価を実施し、園長・主任が確認して必要に応じて助言を行い、次の指導計画作成に活かしている。今後は、保育内容を子どもの状況や気候などの条件に応じて緊急に変更する場合の仕組みや変更時の記載方法の工夫、指導計画の評価にあたっては、標準的な保育の実施方法に反映すべき事項や保育の質の向上に関わる課題点などを明確にすることも検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>保育の実施状況に関する情報共有の会議は定期的に行われ、会議に参加できない職員には、口頭あるいは会議録により伝達がされている。指導計画は園長・主任が確認し、記録内容や書き方に職員間で誤差がみられたときは直接指導を行っている。今後は、指導計画に対する記録内容の拡充、子どもの成長の把握、保育実践の振り返りのために大切な資料として自己評価を位置づけるよう工夫されたい。</p>		

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 個人情報の取り扱いについては、重要事項説明書に明記し、入園時に保護者に説明している。また、写真掲載は本人が特定されないような写真に限るという取り決めはあるが、写真掲載について保護者に説明や同意書にて確認を行うなどの検討をされたい。職員に対しては、入社時に個人情報の取り扱いに関する約束書にもとづき説明されているが、入社後も個人情報に関して学習会を設けるなど理解を深める取り組みを検討されたい。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 園の全体的な計画は、事業部の雛形に沿って作成している。今後は、年度ごとに変化する子どもの特性や発達過程に沿った計画になるよう内容を検討し、改善につなげていくことが期待される。また、保育に関わる全職員の参画のもと、子どもの発達や家庭・地域の実態に応じた計画が作成されることが望まれる。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 保育室は、窓や扉はガラス面が大きく、採光を十分に取り入れることができ、エアコン・床暖房・空気清浄機により、温湿度管理、換気が適切に行われている。乳児用・幼児用のトイレも清潔感があり、トイレは保育室から近く、年齢に合わせ十分な個数がある。手洗いも温水を使用し、冬でも快適に使用できる。定期的な消毒などにより、衛生的な環境が整備されている。		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 子どもが自分の気持ちを表現できるよう、保育者は穏やかな態度で子どもの自発的な表現を見守り、受け止めるようにしている。子どもの話は丁寧に最後まで聞き、子どもの主体的な動きや思いを妨げないよう配慮されている。無理にさせることをせず「これやってるけど、やってみる？」などと誘うような援助をしている。また、否定的な言葉を使わないように気を付けており、なるべく、子どもが選択できるように言葉を選んで言葉かけをしている。		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 基本的な生活習慣は、一人ひとりの発達発育状況を踏まえ、個々の子どもにあったペースで、生活習慣の習得に繋げられるよう努めている。楽しい雰囲気子ども自身がやってみようと思えるように環境を整え、言葉かけ等に配慮されている。それぞれの子どもの生活リズムを大切に、活動と休息のバランスを保てるよう午前寝や午睡の時間を取っている。		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 園庭は狭いが、天気の良い日は近所の公園に出掛け、思いきり体を動かせるようにしている。公園では、固定遊具で遊ぶだけでなく、ボールやなわとびを持参し、幅広い遊びの展開ができるようにしている。室内では、廃材を使った工作遊びなどは人気があり、継続的に行われている。自由遊び時間は、子どもが主体的に活動できるように、子どもが選んだいくつかのコーナーを作り、それぞれがやりたい遊びができるようにしている。		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 0歳児用の保育室が確保され、乳児6名に対して2名の保育士が配置されている。担当制保育を取り入れ、子どもの気持ちに寄り添い、一人ひとりの成長や発達を大事にし、保育者との愛着関係を築きながら保育している。保育時間の長い子どもたちも延長保育時間帯に眠くなった時には仕切りを使用して睡眠の確保を行っている。また、ミルクの量や離乳食は保護者と密に連携しながら提供している。		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>自分でできる喜びや満足感を持つことで、子どもの自主性が育まれるような援助を心掛けている。トイレトレーニングなどは連絡帳や送迎時に様子を伝えあい、家族との連携が図られている。家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの子どもが自己肯定感を持てるようにし、他児とのかかわりの中で、ルールや社会性を習得していけるように努められている。</p>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳以上児は、年齢別保育を基本としているが、異年齢保育も積極的に実施されている。年齢の違う子どもたちが一緒に遊ぶことで、子どもたち同士で見習う機会になり、また見本となる事を意識することによって、子どもたちが意欲や自信を持てるように繋がられている。年間を通じてクッキング活動や英語教室を行っている。また、ソファ等を活用し、くつろいで落ち着ける環境づくりにも配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>現在は障害児と認定されているお子さんはいないが、職員が障害児研修に参加して必要な知識や情報を得る機会を設けるなど、障害児の受け入れ態勢はみられる。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>早期保育は1クラスで過ごし、夕方の保育は18時半まで3歳未満児は1階で、3歳以上児は2階へと分かれて異年齢保育を実施している。長時間保育になる子どもへの配慮として、18時半過ぎにおやつを提供している。子どもの状況については、保育士間で引き継ぎを確実にし、保護者に伝えられている。今後は、環境の整備や保育内容・保護者との連携などの内容を含めた長時間保育に関する指導計画の作成を期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>小学校との幼保小連絡会議に参加し、保育園生活から小学校生活への継続性を図っている。保育所児童保育要録は担当が中心となり記入し、配慮が必要なケースに対しては「なごやっこサポートリレーシート」を作成し、園長が確認のうえ添付している。今後は「全体的な計画」「年間・月指導計画」に、小学校との連携や就学に関連する事項が記載されるよう検討されたい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理は、マニュアルに基づいて、一人ひとりの子どもの心身の健康状態の把握に努め、登園時には保護者から健康状態を聞き、その内容は職員間で共有している。園で子どもの体調の変化やけがをした際には、保護者に経過や現在の状態を伝え、翌日の登園時には家庭での様子を確認している。また、乳幼児突然死症候群(SIDS)の学習会や緊急時の訓練を実施している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康診断(内科健診)・歯科検診については、保護者に結果を書面で伝え、受診が必要な場合は、送迎時や連絡帳で依頼をしている。職員は子ども一人ひとりの発育・発達の状態を把握し、必要に応じて小児科医にも相談し、受診の必要な子どもには専門機関への受診を勧めるようにしている。今後は、受診経過・結果や医師などの助言を記録として残し、職員間の共通認識を図る取り組みを期待したい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>アレルギーを持つ子どもの保護者には「アレルギー疾患生活管理指導票・医師の診断書」「緊急時個別対応表」「アレルギー対応確認表」「食物アレルギー対応給食表」を記入してもらい、給食は適切な対応がされている。また、栄養士が外部研修に参加し、食物アレルギーの対応やガイドラインなどを学び、給食会議で情報共有が図られている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>食事の量・硬さ・大きさに配慮し、見た目の彩りからも食事が楽しく食べられるように考えられており、4・5歳児は子どもが自分で食べられる量を選んで配膳するなどの取り組みがされ、どの年齢のクラスも落ち着いたゆったりした雰囲気の中で食事をしている。年間の食育計画は保護者に配布して、箸やスプーンの持ち方などの取り組みは家庭と連携して行っている。また、調理した給食を毎日1階の玄関口に展示することにより、お迎え時に保護者の目に触れ、子どもと保護者が給食を話題にするきっかけや献立・食事量を知ることができるようになっている。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>毎月1回、給食会議を栄養士・調理員の参加のもと実施し、喫食状況、食育活動、衛生管理や食中毒の発生時の対応の確認が行われている。栄養士・調理員が子どもの食事の様子を観察し、保育のクッキング活動にメンバーとして入る時もある。子どもたちが楽しみにしている季節メニューや名古屋ならではのご当地メニュー（きしめんやういろうなど）が給食やおやつで提供されている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳未満児は毎日、個別連絡帳にて、3歳以上児は、出入り口のホワイトボードや口頭で保護者と情報共有を図っている。また行事や保育参観では、保護者に保育の目的や思いを話しているほか、昨年よりも成長をしている姿を見て欲しいことを伝え、子どもの成長と一緒に共有ができるように取り組んでいる。</p>		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者とは日頃のコミュニケーションを通して信頼関係を築くように努め、また相談事については各職員が丁寧に話を聞き、保護者が子育ての不安や悩みなどを抱え込まないように取り組んでいる。保護者の相談内容については記録に残されていないため、今後は相談内容や支援の経過状況について記録を残し、職員間でより情報共有がされる体制を期待したい。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント></p> <p>虐待等権利侵害についてのマニュアルは整備され、職員は日頃の保育を通して、子どもの心身の状態を注意深く観察し、虐待などの兆候を見逃さないように努めている。また、送迎時の保護者や子どもの印象に変わった様子がないかなど、注意を払うようにしている。今後は、マニュアルを活用し、定期的に職員研修をするなど理解を深める機会を設けられたい。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育士個々の自己評価は保育士チェックリストで定期的に行われている。月週指導計画は、評価反省として保育の振り返りを行う欄が設けられているが、ねらいや配慮に対する子どもの様子や保育士の気づきの記述が十分とはいえないところがみられる。今後は、各クラスの指導計画について園全体で共有し、振り返りの記述の仕方、指導計画の立て方、保育実践を含め、質の向上に向けて全体で話し合う時間を設け、学び合う意識を持てるような取り組みを期待したい。</p>		